

# 高知市水洗便所改造資金助成制度について

(令和6年4月1日現在)

## 1 助成対象となる方の要件

次の(1)～(4)の要件を全て満たす世帯又は(3)・(4)の要件を満たす生活保護世帯です。

- (1) 「市町村民税の非課税世帯」(居住者全員の市町村民税が非課税であること。)
- (2) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (3) 工事の要件
  - ① 生活排水(台所、洗面所、風呂、便所等から出る排水)の全てを公共下水道に流すために行う給排水管工事及びこれらに直接関連する工事。
  - ② 供用開始後3年以内に接続工事申請をおこなった家屋。
- (4) その他の要件
  - ① 専用住宅であること。
  - ② 同居の方が所有者の三親等内の親族のみであること。
  - ③ 建物の所有者(登記上の所有権を持つ者)全員が当該建物に居住していること。(所有者が亡くなられている場合は、ご相談ください。)

## 2 助成金の額

水洗便所改造に係る工事費の65%を助成します。(上限26万円：千円未満切捨)

(例)

工事費	工事費の65%	助成金額
30万円	19万5千円	19万5千円
40万円	26万円	26万円
50万円	32万5千円	26万円(上限)

※高知市公共下水道グループ接続助成金制度・水洗便所改造資金利子補給制度との併用ができます。(詳しくは、お問い合わせください。)

### 3 助成金の申込み

- (1) 指定業者に水洗便所改造の相談・依頼をする際に水洗便所改造資金助成制度の利用をお伝えください。
- (2) 相談・依頼後、次のものを準備してください。
  - ①「住民票」（居住者全員が記載されているもの）  
【発行場所 高知市役所本庁舎1階 中央窓口センター、各窓口センター】
  - ②「納税証明書(官公庁提出用)」（居住者全員の分がそれぞれ必要）  
【発行場所 高知市役所本庁舎2階 資産税課 税務証明係でのみ発行】  
※生活保護世帯に該当する方は、「納税証明書(官公庁提出用)」は不要ですが、生活保護を受給されていることを証明する書類が必要です。
  - ③建物「登記事項証明書」（対象となる建物の所有者が確認できるもの）  
【発行場所 高知地方法務局】
  - ④ その他（上記以外に提出していただく場合があります。）
- (3) お客さまサービス課又は指定業者から助成金交付申請書（高知市上下水道局お客さまサービス課のホームページからダウンロードもできます。）を受け取り、記入のうえ、(2)で準備した書類と共に指定業者に提出してください。

※助成を受けるためには排水設備申請と同時に申請する必要があります。工事着手後は、助成金を受けることはできませんので、ご注意ください。

### 4 申込み後の流れ

- (1) 申請が受理されると約2週間で「水洗便所改造資金助成交付決定通知書」をお送りします。決定日から工事に着手できます。
  - (2) 交付決定の通知の日から90日以内に工事を完了してください。
  - (3) 工事が完了し、検査が終わった後に、請求書を提出してください。請求書を受理してから約3～4週間程で申請者の口座に助成金を入金します。
- ※ ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞上下水道局 お客さまサービス課  
普及促進係 電話 088-821-9232